（様式第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和２年８月５日

鴻　巣　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第４項の規定において準用する第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				八幡田、寺谷、三ツ木 川面、市ノ縄、箕田	無	平成28年度 ～ 令和２年度	箕田農地環境保全会
○				小谷	無	令和元年度 ～ 令和５年度	上新田地域資源保全会

※事業の種類　1号事業：多面的機能支払交付金、2号事業：中山間地域等直接支払交付金、3号事業：環境保全型農業直接支払交付金、4号事業：その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業